

四半期報告書

(第12期第1四半期)

ニッシン債権回収株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月14日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【電話番号】 03 (5210) 1751 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【電話番号】 03 (5210) 1751 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第11期 第1四半期 連結累計期間	第12期 第1四半期 連結累計期間	第11期
	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
営業収益 (百万円)	1,266	1,385	6,360
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△14	△156	548
四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△1,356	△0	△1,808
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,349	△6	△1,541
純資産額 (百万円)	5,026	3,654	3,827
総資産額 (百万円)	26,717	22,301	23,386
1株当たり四半期(当期) 純損失 (△) (円)	△815.26	△23.81	△1,149.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.4	3.2	3.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	586	926	3,960
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	99	51	682
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△457	△936	△3,444
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	4,064	5,075	5,034

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期、第11期第1四半期連結累計期間及び第12期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、重要事象等については以下のとおりです。

平成22年9月に主要借入先であった日本振興銀行株式会社（以下、「振興銀行」といいます。）が経営破綻して以降、当社グループは、借入先等と期限到来の都度、期限延長等の協議を行わなければならない状況にありました。振興銀行からの借入金は平成23年5月に株式会社整理回収機構（以下、「整理回収機構」といいます。）に譲渡されており、当第1四半期連結会計期間末においては、整理回収機構から8,935百万円の借入金、振興銀行を主要借入先としていた企業群から5,947百万円の借入金及び2,589百万円の匿名組合出資の受入があります（以下、整理回収機構、及び、振興銀行を主要借入先としていた企業群を総称して「主要金融債権者等」といいます。）。

また、前連結会計年度において、被保証会社の経営破綻に伴い債務保証損失引当金を計上したこと等により重要な当期純損失を計上しましたが、当第1四半期連結会計期間末においても整理回収機構が保証債務履行請求権2,485百万円を有しております。

当該状況により、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の復興需要に伴う緩やかな景気回復は見られたものの、欧州の債務危機や円高の長期化等により、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当第1四半期連結累計期間の営業収益につきましては、保有不動産の売却が進捗したことから、買取債権回収高640百万円(前年同期比26.4%減)、不動産売上高503百万円、不動産賃貸収入133百万円(前年同期比25.8%減)、その他の収益107百万円(同50.1%減)を合わせ、合計では1,385百万円(同9.4%増)となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価が295百万円(同50.3%減)、買取不動産の売却に伴う不動産売上原価536百万円(前年同期は14百万円)、不動産賃貸収入に係る不動産賃貸原価13百万円(前年同期比26.0%減)、その他の原価2百万円(同12.8%減)を合わせ、合計では846百万円(同34.5%増)となり、この結果、営業総利益は538百万円(同15.4%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当60百万円(同7.6%減)、貸倒関連費用227百万円(同377.9%増)等を計上し、合計473百万円(同42.6%増)となりました。この結果、営業利益は65百万円(同78.4%減)となりました。

営業外収益は3百万円(同30.9%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息202百万円(同12.4%減)により、合計で225百万円(同30.4%減)となりました。この結果、経常損失は△156百万円(前年同期は経常損失△14百万円)となりました。

特別利益は債務保証損失引当金戻入益の計上により172百万円となり、この結果、税金等調整前四半期純利益は16百万円(同税金等調整前四半期純損失△1,333百万円)となりました。

また、法人税等23百万円(同1百万円)、少数株主損失△6百万円(同少数株主利益21百万円)の計上により、四半期純損失は△869千円(同四半期純損失△1,356百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 債権管理回収事業

債権管理回収事業につきましては、新たな不良債権の買取は低調に推移したものの、既存債権の回収進捗により、営業収益728百万円(前連結会計年度比31.7%減)、営業利益2百万円(同98.6%減)となりました。

② 不動産事業

不動産関連事業につきましては、主に買取不動産売却により、営業収益638百万円(同245.1%増)、営業利益44百万円(同57.3%減)となりました。

③ その他の事業

その他につきましては、営業収益18百万円(同37.3%増)、営業利益18百万円(前年同期は0百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、22,301百万円(前連結会計年度比4.6%減)であり、このうち買取債権は10,433百万円(同3.6%減)、買取不動産は6,267百万円(同7.8%減)、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は3,627百万円(同3.8%増)となりました。

負債合計は18,647百万円(同4.7%減)であり、このうちの主なものは、長期借入金及び短期借入金の有利子負債16,994百万円(同4.3%減)であり、総資産有利子負債比率は76.2%となりました。

利益剰余金が四半期純損失の計上により0百万円減少したことから、株主資本は716百万円(同0.1%減)となりました。また、少数株主持分2,937百万円(同5.5%減)を合わせて純資産額は3,654百万円(同4.5%減)となりました。なお、自己資本比率は3.2%となり前連結会計年度に比べ0.1ポイント増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ41百万円増加し、5,075百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は926百万円（前年同期は586百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益が16百万円（同、税金等調整前四半期純損失△1,333百万円）となり、非資金取引である貸倒関連費用が227百万円（同63百万円）、買取債権に係る資金の純増額が295百万円（同588百万円）及び買取不動産に係る資金の純増額が498百万円（同3百万円の減少）となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は51百万円（前年同期は99百万円の増加）となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が47百万円（同98百万円）となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は936百万円（前年同期は457百万円の減少）となりました。これは、短期借入金に係る資金の減少額が457百万円（同258百万円）、長期借入金に係る資金の減少額が311百万円（同181百万円）、少数株主への払戻による支出が166百万円（同17百万円）となったことによるものであります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、後記（重要な後発事象）に記載のとおり、平成24年7月20日付でブルーホライズン合同会社（以下、「ブルーホライズン社」といいます。）とスポンサー契約を締結し、同社を当社グループのスポンサーに選任するとともに、再生計画案を策定し、主要金融債権者等から当該再生計画の了承を受け再生計画（以下、「本再生計画」といいます。）が成立いたしました。

本再生計画は、スポンサー支援型の再生計画であり、ブルーホライズン社が、第一回公開買付け及び第二回公開買付け等の手続を通じて、当社を100%子会社化すること、並びに、主要金融債権者等が当社グループに対して有する債権をブルーホライズン社が譲り受けること、整理回収機構が当社グループに対して有する保証債務履行請求権について、当社グループから整理回収機構に対し1,148百万円を支払うことを条件として解除すること、主要金融債権者等の1社が保有する当社優先株式をブルーホライズン社が譲り受けること、並びに、主要金融債権者等の2社が保有する、当社グループに対する匿名組合出資に係る一切の権利を当社が譲り受けること等を骨子としております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20,000	20,000	—	(注)
計	1,732,440	1,732,440	—	—

(注) 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

(2) 第1回第一種優先配当金

①第1回第一種優先配当金(期末配当)

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という。)又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先配当金」という。)(但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払第1回第一種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金(以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金(第1回第一種優先期中配当金を含む。)及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金(累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	1,732,440	—	3,036	—	2,822

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	—	1 (1) ②発行済株式の注に記載 のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1 (1) ②発行済株式の「内容」 欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,732,440	—	—
総株主の議決権	—	1,712,440	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,484	5,525
買取債権	10,822	10,433
その他の営業債権	872	872
買取不動産	6,799	6,267
その他	1,177	1,133
貸倒引当金	△3,493	△3,627
流動資産合計	21,663	20,605
固定資産		
有形固定資産	4	※1 4
無形固定資産	10	9
投資その他の資産		
投資有価証券	1,631	1,612
その他	75	70
投資その他の資産合計	1,707	1,682
固定資産合計	1,722	1,695
資産合計	23,386	22,301
負債の部		
流動負債		
短期借入金	15,390	14,932
1年内返済予定の長期借入金	1,474	1,303
債務保証損失引当金	※1 1,321	※1 1,148
その他	473	504
流動負債合計	18,658	17,888
固定負債		
長期借入金	900	759
固定負債合計	900	759
負債合計	19,558	18,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036	3,036
資本剰余金	2,822	2,822
利益剰余金	△5,141	△5,142
株主資本合計	717	716
その他の包括利益累計額		
その他の包括利益累計額合計	—	—
少数株主持分	3,109	2,937
純資産合計	3,827	3,654
負債純資産合計	23,386	22,301

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業収益		
買取債権回収高	869	640
不動産売上高	—	503
不動産賃貸収入	180	133
その他の収益	216	107
営業総収入合計	1,266	1,385
営業費用		
債権買取原価	594	295
不動産売上原価	14	536
不動産賃貸原価	17	13
その他の原価	2	2
営業費用合計	629	846
営業総利益	636	538
販売費及び一般管理費	331	473
営業利益	305	65
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	2
受取手数料	0	0
その他	1	0
営業外収益合計	5	3
営業外費用		
支払利息	231	202
その他	92	22
営業外費用合計	324	225
経常損失(△)	△14	△156
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	—	172
新株予約権戻入益	1	—
特別利益合計	1	172
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	1,321	—
特別損失合計	1,321	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,333	16
法人税、住民税及び事業税	1	23
法人税等合計	1	23
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,335	△6
少数株主利益又は少数株主損失(△)	21	△6
四半期純損失(△)	△1,356	△0

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,335	△6
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△14	—
その他の包括利益合計	△14	—
四半期包括利益	△1,349	△6
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,370	△0
少数株主に係る四半期包括利益	21	△6

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,333	16
減価償却費	1	1
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△91	134
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	1,321	△172
受取利息	△12	△4
支払利息	231	202
投資事業組合運用損益(△は益)	△46	△28
貸倒償却額	154	93
その他	△5	65
小計	219	308
利息の受取額	13	3
利息の支払額	△221	△175
法人税等の支払額	△10	△4
小計	1	131
買取不動産の買取による支出	△3	—
買取不動産の売却による収入	—	498
買取債権の買取による支出	△6	△0
買取債権の回収による収入	594	295
営業活動によるキャッシュ・フロー	586	926
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の償還による収入	98	47
その他	1	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	99	51
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△258	△457
長期借入金の返済による支出	△181	△311
少数株主への払戻による支出	△17	△166
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△457	△936
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	228	41
現金及び現金同等物の期首残高	3,836	5,034
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,064	※1 5,075

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

平成22年9月に主要借入先であった日本振興銀行株式会社（以下、「振興銀行」といいます。）が経営破綻して以降、当社グループは、借入先等と期限到来の都度、期限延長等の協議を行わなければならない状況にありました。振興銀行からの借入金は平成23年5月に株式会社整理回収機構（以下、「整理回収機構」といいます。）に譲渡されており、当第1四半期連結会計期間末においては、整理回収機構から8,935百万円の借入金、振興銀行を主要借入先としていた企業群から5,947百万円の借入金及び2,589百万円の匿名組合出資の受入があります（以下、整理回収機構、及び、振興銀行を主要借入先としていた企業群を総称して「主要金融債権者等」といいます。）。

また、前連結会計年度において、被保証会社の経営破綻に伴い債務保証損失引当金を計上したこと等により重要な当期純損失を計上しましたが、当第1四半期連結会計期間末においても整理回収機構が保証債務履行請求権2,485百万円を有しております。

当該状況により、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、後記（重要な後発事象）に記載のとおり、平成24年7月20日付でブルーホライゾン合同会社（以下、「ブルーホライゾン社」といいます。）とスポンサー契約を締結し、同社を当社グループのスポンサーに選任するとともに、再生計画案を策定し、主要金融債権者等から当該再生計画の了承を受け再生計画（以下、「本再生計画」といいます。）が成立いたしました。

本再生計画は、スポンサー支援型の再生計画であり、ブルーホライゾン社が、第一回公開買付け及び第二回公開買付け等の手続を通じて、当社を100%子会社化すること、並びに、主要金融債権者等が当社グループに対して有する債権をブルーホライゾン社が譲り受けること、整理回収機構が当社グループに対して有する保証債務履行請求権について、当社グループから整理回収機構に対し1,148百万円を支払うことを条件として解除すること、主要金融債権者等の1社が保有する当社優先株式をブルーホライゾン社が譲り受けること、並びに、主要金融債権者等の2社が保有する、当社グループに対する匿名組合出資に係る一切の権利を当社が譲り受けること等を骨子としております。

しかしながら、本再生計画は、第一回公開買付けの成立を停止条件としており、その公開買付け期間は平成24年7月23日から平成24年8月17日までの予定であることから、現時点においては、最終的な成立に至っておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 偶発債務

以下の会社の借入金に対して、債務保証をしております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
ターンアラウンド債権回収㈱	2,485百万円	2,416百万円

なお、上記保証債務に対して、債務保証損失引当金（当第1四半期連結会計期間1,148百万円、前連結会計年度1,321百万円）を計上しております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
現金及び預金	4,514百万円	5,525百万円
引出制限付預金	△450百万円	△450百万円
現金及び現金同等物	4,064百万円	5,075百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	1,067	184	1,252	13	1,266
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,067	184	1,252	13	1,266
セグメント利益	199	105	304	0	305

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	304
「その他」の区分の利益	0
四半期連結損益計算書の営業利益	305

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	728	638	1,366	18	1,385
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	728	938	1,366	18	1,385
セグメント利益	2	44	47	18	65

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	47
「その他」の区分の利益	18
四半期連結損益計算書の営業利益	65

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失(△)	△815円26銭	△23円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△)	△1,356百万円	△0百万円
普通株主に帰属しない金額	39百万円	39百万円
(うち、優先配当額)	39百万円	39百万円
普通株式に係る四半期純損失(△)	△1,396百万円	△40百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株

(注) 当第1四半期連結累計期間及び前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年7月20日付で、ブルーホライズン合同会社（以下、「ブルーホライズン社」といいます。）との間でスポンサー契約（以下、「本スポンサー契約」といいます。）を締結し、同社を当社グループのスポンサーに選任するとともに、当社再生計画案を策定し、取引先金融債権者等から当該計画の了承を受け再生計画（以下、「本再生計画」といいます。）が成立いたしました。

また、同日開催の当社取締役会において、本スポンサー契約及び本再生計画に基づき実施されるブルーホライズン社による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明することを決議いたしました。

ブルーホライズン社、本スポンサー契約及び本再生計画の概要、並びに、本公開買付けの概要及び本公開買付けに関する意見の内容は以下のとおりであります。

1. ブルーホライズン社、本スポンサー契約及び本再生計画の概要

(1) ブルーホライズン社の概要

①名称	ブルーホライズン合同会社	
②所在地	東京都港区西新橋一丁目2番9号 EPコンサルティングサービス内	
③代表者の役職・氏名	職務執行者	滝澤 和政
④事業内容	当社の発行済株式及び当社に対する貸付債権を取得及び保有すること	
⑤資本金	10万円	
⑥設立年月	平成23年9月	
⑦大株主及び持分比率 (平成24年7月20日現在)	トレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー 50% トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー 50%	
⑧当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係等	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への 該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 本スポンサー契約及び本再生計画の概要

本スポンサー契約及び本再生計画は、ブルーホライズン社が、第一回公開買付け及び第二回公開買付け等の手続を通じて、当社を100%子会社化すること、並びに、第一回公開買付けの成立を停止条件として、株式会社整理回収機構（以下、「整理回収機構」といいます。）、及び、日本振興銀行株式会社（以下、「振興銀行」といいます。）を主要借入先としていた企業群（以下、整理回収機構、及び、振興銀行を主要借入先としていた企業群を総称して「主要金融債権者等」といいます。）が当社グループに対して有する債権をブルーホライズン社が譲り受けること、整理回収機構が当社グループに対して有する保証債務履行請求権2,485百万円について、当社グループから整理回収機構に対し1,148百万円を支払うことを条件として解除すること、主要金融債権者等の1社が保有する当社優先株式をブルーホライズン社が譲り受けること、並びに、主要金融債権者等の2社が保有する、当社グループに対する匿名組合出資に係る一切の権利を当社が譲り受けること等を骨子としております。

なお、当第1四半期連結会計期間末においては、整理回収機構から8,935百万円の借入金、振興銀行を主要借入先としていた企業群から5,947百万円の借入金及び2,589百万円の匿名組合出資の受入があります。

また、当社は、第二回公開買付けの決済日後直ちに（但し、本公開買付けが成立した場合において第二回公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、当社の現経営陣に加えてブルーホライズン社の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催し、ブルーホライズン社は、当該株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することとしております。

2. 本公開買付けの概要及び本公開買付けに関する意見の内容

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年7月20日付開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、さらに、ブルーホライズン社によれば、本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付け価格よりも高い価格である575円を買付け価格とする公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定であるとのことですが、当社取締役会は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、第二回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、並びに、公開買付け者の要請に応じ当社を公開買付け者の100%子会社とするための手続（いわゆるスクイーズアウト。以下、「本普通株式全部取得手続」といいます。）を実施することも相当であるとする旨を決議いたしました。なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、本普通株式全部取得手続の結果、当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

(2) 本公開買付けの概要

①買付け等の期間

届出当初の期間

平成24年7月23日（月曜日）から平成24年8月17日（金曜日）まで（20営業日）

公開買付け開始公告日

平成24年7月23日（月曜日）

②買付け等の価格

普通株式1株につき、金442円

③買付け予定の株券等の数

買付け予定数	買付け予定数の下限	買付け予定数の上限
1,712,440（株）	1,147,335（株）	－（株）

（注1）応募株券等の総数が買付け予定数の下限（1,147,335株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等が行われません。応募株券等の総数が買付け予定数の下限（1,147,335株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等が行われます。

（注2）本公開買付けにおいては、買付け予定数の上限が設定されておりませんので、買付け予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が取得する対象者の株券等の最大数である1,712,440株を記載しております。なお、当該最大数は、当社の平成24年3月31日現在の発行済普通株式の総数（1,712,440株）となります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月13日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 印

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、(株)整理回収機構を始めとする借入先等と期限到来の都度、期限延長等の協議を行わなければならない状況にあり、また、前連結会計年度には重要な当期純損失を計上し、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年7月20日付でブルーホライズン合同会社とスポンサー契約を締結し、主要金融債権者等から再生計画の了承を受け再生計画が成立している。また、同日開催の取締役会において同社による当社普通株式に対する公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月14日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第12期第1四半期(自平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

